

設 計 監 理 方 針

建築工事等の設計及び監理・監督は、本方針に基づいて行うものとし、特に次の事項に留意すること。

- 1 公共建築の性格を理解し、品位ある機能的な施設とすること。
- 2 施設の目的を把握し、その趣旨に沿うとともに予算額を尊重すること。
- 3 県民の利便や将来性を考慮すること。
- 4 関係法令に適合し、なおかつ、安全な施設とすること。
- 5 敷地の状況及び工期等を考慮した適切な計画とすること。
- 6 地球環境の保全に極力配慮した計画とすること。
- 7 施工の安全性確保に留意した計画とすること。
- 8 維持管理が容易で経済的な施設の設計に心掛けること。
- 9 設計内容については、厳重に秘密を守ること。

(注) 建築工事等とは建築工事、衛生工事、空調工事、電気工事、昇降機設備工事及び改修工事（耐震補強工事を含む。）をいう。

1 基本設計

基本設計は、施設の骨格を定めるものとし、建築工事と設備工事の調和を図ることはもとより、一般的事項のほか、特に次の事項について慎重に検討を加えなければならない。

(1) 意 匠

建物は、周辺環境及び施設の目的にふさわしいものとする。

(2) 基本調査

基本設計に先立ち、敷地及び付近の状況を十分に調査すること。また、法規面や設備的な諸条件については、関係官公庁等で事前に調査の上、必ず確認をすること。

(3) 配置計画

ア 建物の配置、地盤高さ、床高さ等は、基本調査の結果に基づき、近隣の日照、眺望、環境面等に配慮して決めること。

イ 敷地の排水、擁壁等は、災害に対し十分安全な計画とすること。

ウ 施設の将来性を考慮し、土地の高度利用を図ること。

(4) 平面計画

ア 施設の目的、機能等を考慮するとともに、将来計画についても配慮すること。

イ 避難が容易な計画とすること。

ウ 設備関係の各室は、原則として屋内に設けるとともに、その相隣関係を考慮して配置すること。とりわけ、電気室等の配置については、極力水場の位置から遠ざけ、特に電気室等の上階には給排水設備を設けないこと。

(5) 構造計画

構造計画は、原則としてシンプルな形態をとり、安全性を考慮すること。

(6) 設備計画

ア 計画の作成に先立ち、敷地状況並びに給水、排水、ガス、電気、電話等の供給能力等について調査を行うこと。

イ 建物の用途、方位等にふさわしい方式及び系統とすること。

ウ 特定会社の製品を採用する場合は、国土交通省等の使用実績があることを原則とし、特に慎重な検討を行うこと。

エ 騒音、振動、廃液、ばい煙、粉じん、ガス臭気等の公害対策を考慮すること。

2 実施設計

実施設計に当たっては、建築関係法令等に定める事項のほか、特に次の事項について慎重に検討を加えなければならない。

(1) 環境配慮

材料の選定に当たっては、熱帯材型枠を使用しないなど、極力地球環境に配慮したものとすること。

(2) コスト縮減

施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化によるライフサイクルコストの低減や工事における建設副産物対策の推進、環境負荷の低減等コスト縮減を考慮した設計を行うこと。

(3) 防水

防水は、完全を期するとともに、次の点に注意すること。

ア 屋上防水は、水勾配を十分にとること。

(陸屋根の場合、勾配は原則としてスラブでとり、1/50以上とする。)

イ 防水は、構造、用途並びに利用に適した材料及び工法を慎重に選定し、端部の納まり等は必要な立上りをとり、止水を完全にすること。

ウ ドレイン及びこれと接続する樋は、できるだけ屋外に設けること。

エ 防水層は、複雑な納まりを避け、配管等屋上施設による切断を避けること。

オ 地下室は、原則として二重壁及び二重床とし、換気や除湿に十分配慮すること。

(4) 手すり等

階段、バルコニー、屋上、窓台その他の手すり等は、堅牢で安全な高さと同隔を有すること。

(5) 仕上げ等

ア 仕上げ材料の選定に当たっては、VOC等室内環境汚染対策に配慮するとともに、堅牢な仕上げとすること。

イ コンクリートの打放し仕上げを行う場合は、必要なかぶり厚さを確保し、表面処理を施すこと。

ウ 特定会社の製品を採用する場合は、国土交通省等の使用実績があることを原則とし、特に慎重な検討を行うこと。

(6) 電気設備

- ア 受変電設備は、経済的で信頼性に富むものとし、保安が容易で、感電等の人身事故に対して安全なものとする事。
- イ 屋内配線は、施設条件、経済性、安全性及び施工性を総合的に検討し、適切な方法による事。
- ウ 屋外配線は、原則として地中ケーブルによる事。
- エ 電線路の電圧降下は、日本電気協会電気技術基準調査委員会編「内線規定」による事。
- オ 設計照度は、JIS Z 9110による事。

(7) 空調設備

- ア 「建築基準法」等の法規に定める条項を遵守し、衛生的環境条件の確立及び防災、安全装置の整備に努める事。
- イ 屋内環境条件は、建物の種類、各室及び各部の使用目的並びに条件などを十分検討して決定する事。
 - 一般には、事務室、講堂及び会議室などは、できるだけ個々に環境を調節できるようにする事。
- ウ 経済性、保守管理、耐久性及び施工の難易を考慮し、質的及び機能的にバランスのとれたシンプルな装置にする事。
- エ 熱分配機能は、各室の間仕切変更に対し、フレキシビリティを持たせるように努める事。

(8) 衛生設備

- ア 給水及び給湯に関する設備は、衛生的な水又は湯を、十分に、かつ、汚染されることなく供給する事。
- イ 排水及び通気系統に関する設備は、汚水、雑排水、不要の廃液又は汚染された液体を、人体に害を及ぼすことなく、確実かつ衛生的に排除する事。

(9) 防災設備

- 建築基準法、消防法等の精神を理解し、法規制は最低限の定めであることを認識して設計する事。

(10) 積算

- ア 積算に当たっては、工事内容を理解し、施工を考慮した正確な数量とする事。
- イ メーカー等に価格、納期等を照会する場合は、工事名称を示さない事。

3 監理、監督

監理、監督に当たっては、厳正かつ誠意をもって行動し、工事場所内外の状況、工程及び工事内容を掌握して遺漏のないようにしなければならない。

- (1) 監督員及び管理技術者は、安全管理のため、次の事項について常に請負業者を指導し、これを確認する事。
 - ア 工事作業場所は、周囲に適当な柵、囲い等を設け、範囲を明確にすること。また、指定場所以外の場所、隣地、公道等における作業を禁止すること。

- イ やむをえず指定場所以外の場所における作業を認めるときは、上記と同様の処置をとること。
- ウ 工事作業場所には、工事関係者以外の者を立ち入らせないこと。また、その旨の表示の徹底を図ること。
- エ 工事作業場所の秩序を保持させること。
- オ 工事作業場所内並びに近隣、通行人等の第三者に対して、人身事故、落下事故、火災、倒壊、資材の飛散、騒音、振動等による被害を与えないよう細心の注意を払い、危険防止のための必要な措置を講じたのちに作業をさせること。
- カ 工事作業場所内外、近隣の建物、樹木その他の施設に被害を与えないための必要な措置を講じたのちに作業をさせること。
- キ 火気の使用に当たっては、あらかじめ使用場所を定めること。また、ガス、火薬、薬品、油類等は、慎重に取り扱わせること。
- ク 工事用車両の出入りについては、危険防止の徹底を図るよう請負業者を指導し、コンクリート打設時、土砂の搬出時等状況に応じて交通整理員を適切に配置させること。
- (2) 監督員及び管理技術者は、常に工事の工程及びできばえが設計に合致するよう請負業者を指導、監督すること。
- また、次の事項については、監督体制を強化して当てること。
- ア 構造主体の重要性を認識し、構造主体の材料強度、施工、コンクリートの打設等が規定どおりであることを確認すること。
- イ 維持管理の立場に立ち、特に外部から確認できない部分、防水、機械設備等については、将来問題の生じないよう指導及び監督を行うこと。
- (3) 色彩その他の設計図書に明示しがたいものの決定に当たっては、事前に見本又は実施案等を作成し、協議して決定すること。
- (4) 監督員及び管理技術者は、工事が円滑に進捗するよう各請負業者の工程の調整を図り、その実施状況を常に把握すること。
- (5) 関連工事がある場合は、各請負業者相互の「納まり」、「取合い」を検討、調整し、工程に支障をきたしたり、紛争が生じたりすることのないよう指導すること。
- (6) 設計内容を変更する必要がある場合は、神奈川県工事執行規則及び工事請負契約約款に基づく所定の手続きを経て行うこと。
- (7) 火災、人身事故その他の非常事態が発生した場合は、応急処置を指示した上で、速やかに上司（監理業務の受託者にあつては、県）に報告し、指示を受けること。

4 その他

設計又は監理業務の受託者は、県の立場に立って厳正かつ誠意をもって行動し、常に県と緊密な連絡をとること。特に特定会社の製品の採用、設計図書に明示していない事項の決定、設計内容の変更等については、事前に県と協議を行い、指示を受けること。

また、工事完成後に設計又は監理業務に起因する問題が生じた場合は、誠意をもって問題の解決に当たること。